

入居者だより



clean & creation

株式会社 ホクタテ

第7回 令和6年7月1日

発行：富山市営住宅管理事務所

電話：076-471-5291



市営住宅入居中に必要な手続きのご案内

毎年の収入申告のほかにも、入居後に世帯の状況が変わった場合は手続きが必要になります。何か変更があった場合は、必要な手続きを忘れずに行ってください。（ご不明な点や申請方法はホームページでご確認いただくか、市営住宅管理事務所までお気軽にお問合せください。）

①連帯保証人変更・追加申請書

・連帯保証人の退職や死亡等により、保証能力がなくなった場合に必要の手続きです。

『連帯保証人変更申請書』を提出し、市の承認を受ける必要があります。

②同居親族異動届

・同居家族に異動（出生・転居・死亡など）があった場合に、届出をしてください。

・名義人が死亡または離婚などで退去した場合で、同居のご家族（配偶者、子等）が引き続き市営住宅を使用したいときは、『入居承継申請書』を提出し、市の承認を受ける必要があります。

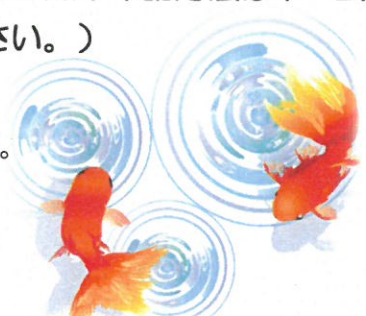
③同居承認申請書

・市営住宅に入居されている人以外の親族を同居させようとする場合は、『同居承認申請書』を提出し市の承認を受ける必要があります。

・世帯全員の所得を合算して、入居基準の所得を超える場合には同居は認められません。

④入居承継申請書

・住宅の名義人が死亡または退去した場合、当該入居者と同居していた方が引き続き居住を希望するときは、『入居承継申請書』を提出し、市の承認を受ける必要があります。



入居中ルール・注意事項

◎キッチンや浴室などの排水管が詰まらないように、目ざらなどの掃除をこまめに行ってください。

また、流しに油や調理くず等（バナナの皮・造花等）を流し、詰まらせないようご注意ください。

◎換気扇のお掃除を行ってください。入居されて一度も清掃しておらず故障した場合、入居者様負担で修繕費用が発生する場合がございます。定期的な清掃を心がけましょう。

◎全国的に近年、お子様がバルコニー等から転落する事故が増加しています。ベランダや窓の近くにお子様がよく登れるものや家具を置かないことや、お子様の手が届かないところに補助錠を付けることで防止することができます。

◎15日以上、住宅をご不在する際には『不在届』の提出をお願いします。

届け出を出せない場合であっても、市営住宅管理事務所、団地の住宅管理人や近隣の方へお伝えください。

誰にもお伝えせず長期不在にした結果、近隣の方が心配され、警察などへ通報されるケースが多く見られます。

退去手続について

明渡し届を名義人または同居人ではない方が手続きを行う場合、明渡し届に添付する書類が必要となります。ホームページより各種申請用紙をダウンロードできます。

□ 本人死亡の場合

届け出者（明渡しを行う者）	添付書類
親族	親族代表の申立書 + 戸籍謄本（関係のわかるもの）
依頼を受けた代行業者	親族代表の申立書 + 親族の委任状 + 戸籍謄本（関係のわかるもの）
連帯保証人	相続放棄などで相続人がいない場合などは添付書類は不要
依頼を受けた代行業者	連帯保証人からの委任状
知人	相続放棄などで相続人及び連帯保証人がいない場合などは理由書が必要
依頼を受けた代行業者	理由書

□ 本人が病気入院等で委任状が書けない場合
理由書は医療・福祉等にかかわりのある方の記入が好ましい



届け出者（明渡しを行う者）	添付書類
親族	理由書
依頼を受けた代行業者	理由書 + 親族の委任状
連帯保証人	理由書
依頼を受けた代行業者	理由書 + 連帯保証人の委任状
知人	理由書
依頼を受けた代行業者	理由書 + 知人の委任状

各種届出、退去申請、修繕等は「富山市営住宅管理事務所」で受付します。

（ホクタテ本社では修繕等、お問い合わせは受付できませんのでご注意ください）

【富山市営住宅管理事務所】

富山市新桜町6-15 Toyama Sakuraビル2階

☎ 076-471-5291

【業務時間】 8:30 ~ 17:15

【休業日】 土・日・祝および12月29日 ~ 1月3日

（※毎月第3土曜日は営業します）

〈夜間・休日について〉

夜間・休日の電話、窓口対応は行っておりません。

ただし、「人命に関わること」および「甚大な漏水や停電」など緊急時に限りコールセンター（上記番号より自動転送）にて受け付けております。

営業時間外で、修繕についてコールセンターに電話がつながりにくい時は、右記QRコードよりインターネット上から申し込むことが可能です。

そのほかのお問い合わせは、業務時間内にご連絡ください

